

広島県告示第九百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和八年九月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
神原こうじクリニック	尾道市浦崎町二七四六番地	令和八年七月三十一日
ほんだ歯科医院	尾道市高須町三七〇〇番地三	令和八年八月一七日
荒田歯科クリニック	大竹市西栄一丁目八番一九号	令和八年七月三十一日
中川歯科医院	廿日市市塩屋二丁目四番五号	令和八年七月三十一日